

適格分割等に係る分割法人等の調整後の課税済留保金額及び控除対象外国法人税額等の計算に関する明細書

			事業年度 又は連結 事業年度	・	・	法人名 ()	
特定外国子会社等の名称			適格分割等の別：適格分割型分割・適格分社型分割・適格現物出資・適格事後設立				
本たる所 又事在 は務 主所	国名又は地域名	適格分割等の日： ・					
	所 在 地	分割承継法人等の名称：					
当該法人の 事業年度又 は連結事業 年度	当該法人の課税 済留保金額又は 個別課税済留保 金額 (前期の別表十七 (二の二)「40」)	当該法人の控除 対象外国法人税 額又は個別控除 対象外国法人税 額 (前期の別表十七 (二の二)「41」)	特定外国子 会社等に係 る請求権勘 案保有株式 等の移転割 合	(1)のうちない ものとされる金 額 (1) × (3)	(2)のうちない ものとされる金 額 (2) × $\frac{(4)}{(1)}$	調整後の当該法 人の課税済留保 金額又は個別課 税済留保金額 (1) - (4)	調整後の当該法 人の控除対象外 国法人税額又は 個別控除対象外 国法人税額 (2) - (5)
1	2	3	4	5	6	7	
⋮⋮			%				
⋮⋮							
⋮⋮							
⋮⋮							
⋮⋮							
⋮⋮							
⋮⋮							
⋮⋮							
⋮⋮							
⋮⋮							
⋮⋮							
⋮⋮							
⋮⋮							
⋮⋮							
⋮⋮							
⋮⋮							
⋮⋮							
⋮⋮							
⋮⋮							
⋮⋮							
合 計			/				

別表十七（二の二）付表二の記載の仕方

- 1 この明細書は、内国法人が平成21年改正前の措置法（以下「平成21年旧措置法」といいます。）第66条の8第4項（適格分割等を行った場合にないものとされる課税済留保金額等）の規定の適用を受ける場合又は連結法人が平成21年旧措置法第68条の92第4項（適格分割等を行った場合にないものとされる個別課税済留保金額等）の規定の適用を受ける場合に記載します。
なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」のかつこの中に記載してください。
- 2 「特定外国子会社等に係る請求権勘案保有株式等の移転割合3」は、平成21年改正前の措置法令（以下「平成21年旧措置法令」といいます。）第39条の19第7項各号若しくは第8項各号（課税済留保金額とみなされる金額）に規定する割合又は平成21年旧措置法令第39条の119第7項各号若しくは第8項各号（個別課税済留保金額とみなされる金額）に規定する割合を記載します。この場合において、その割合の計算に関する明細を別紙に記載して添付してください。
- 3 内国法人が平成21年旧措置法第66条の9の8第3項（特定外国法人に係る課税済留保金額の損金算入）において準用する平成21年旧措置法第66条の8第4項の規定の適用を受ける場合又は連結法人が平成21年旧措置法第68条の93の8第3項（特定外国法人に係る個別課税済留保金額の損金算入）において準用する平成21年旧措置法第68条の92第4項の規定の適用を受ける場合には、この明細書に所要の調整をして記載してください。